

社債の管理の在り方の見直しに関する論点の検討（２）

（前注）本部会資料においては、特に必要と思われる事項についてのみ、補足説明を記載している。

社債の管理に関する新たな制度として、次のような社債管理補助者（仮称）制度を設けることについて、どのように考えるか。

1 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

（補足説明）

社債管理者制度は、第三者である社債管理者が社債権者のために社債の管理を行う制度であり、社債管理者は、社債の管理に必要な権限を包括的に有し、広い裁量をもってそれを行することができるが求められている。他方で、社債管理補助者制度は、第三者である社債管理補助者が、破産債権としての届出をしたり（後記本文2(1)）、社債権者からの請求を受けて社債権者集会の招集をする（後記本文2(2)）ことなどにより、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助する制度と位置付け、社債管理補助者は、社債管理者よりも裁量の余地の乏しい限定された権限のみを有するものとするのが考えられる。

2 社債管理補助者の権限等

(1) 社債管理補助者の権限

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
- ② 社債管理補助者は、1による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。
 - ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限
 - イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限
 - ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限
 - エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア ②イの行為であって、次に掲げるもの

- (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
- (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
- (ロ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ②ウ及びエの行為

（注1）社債管理補助者が②アの権限を有する場合には、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規律の適用があるものとする。

（注2）③により社債権者集会の決議を必要とする事項（②ウの行為に関する事項に限る。）については、社債権者集会の特別決議を要するものとする。

（補足説明）

1 社債管理補助者を、社債管理者よりも限定された権限を有し、自らが裁量をもって社債の管理を行うものではなく、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理を補助するものであると位置付けた上で、社債管理補助者の権限について整理している。

2 本文①においては、社債管理補助者が必ず有する権限として、破産手続参加等をする権限を挙げている。「破産手続参加」、「再生手続参加」及び「更生手続参加」とは、他人の申立てによって開始された破産手続等において破産債権者等として債権の届出をすることをいう。

破産手続参加等をする権限に加えて、社債に係る債権の弁済を受ける権限も、社債管理補助者が必ず有するものとすることも考えられる（会社法制（企業統治等関係）部会資料 5 第1の2(1)ア）。しかし、仮に、社債管理補助者が社債に係る債権の弁済を受ける権限を有するものとする場合には、社債発行会社が社債管理補助者に支払をする時点で社債に係る債権の弁済があったものとなるため、この権限を社債管理補助者に付与せずに、社債権者に対して実際に支払をする時点までは社債に係る債権の弁済はないものとする方が、社債権者にとって有利な場合があるという考え方もあり得る。そこで、社債に係る債権の弁済を受ける権限については、社債管理補助者が必ず有する権限とするのではなく、委託契約の定める範囲内において有するものとすることが考えられる（本文②ア）。

3 本文②においては、委託契約に定める範囲内において社債管理補助者が有する権限を挙げている。委託契約においてある権限の行使の時期、条件又は方法等を定めることだけでなく、委託契約において、ある権限を全く有しないすることも許容する趣旨で、「委託契約に定める範囲内において」有するとしている。

本文②イ及びウの権限は、社債管理者の法定権限であり、本文②エの権限は、社債管理者の約定権限の一つである。これらの権限の一部については、後述する本文③の規律の適用がある。

なお、本文②に掲げられていない権限であっても、委託契約により社債管理補助者に付与することができるものとするのが、社債管理者において約定権限を付与することが認めら

れていることとの均衡等からして妥当であると思われる。したがって、本文②は、委託契約により社債管理補助者に付与することができる権限を限定列挙するものではない。

- 4 本文③においては、社債権者集会の決議によらなければならない行為を挙げている。社債管理補助者は、社債管理者よりも限定された裁量の余地の乏しい権限を有し、自らが広い裁量をもって社債の管理を行うものではないと位置付け、そのような意味において社債管理補助者と社債管理者とを区別するものとするのが考えられる。委託契約により社債管理補助者に裁量の範囲の広い権限を付与することを認めるものとする、社債管理者との区別が曖昧となり、社債権者に不測の損害を与えるおそれも懸念される。そこで、社債管理者において社債権者集会の決議により行わなければならないとされている会社法第706条第1項各号に掲げる行為（②ウの行為）については社債管理補助者においても同様とする（本文③イ）ほか、社債管理者であれば社債権者集会の決議によらずして行うことができる行為であっても性質上裁量の余地が乏しいとはいえない行為については、社債管理補助者においては社債権者集会の決議によらなければならないものとするのが考えられる。そして、後者の行為として、具体的には、同法第705条第1項の行為（本文②イの行為）のうち③ア（ア）から（ウ）までに掲げる行為（本文③ア）及び社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為（本文②エの行為。本文③イ）が考えられる。
- 5 （注2）においては、本文③の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項のうち、会社法第706条第1項各号に掲げる行為（本文②ウの行為）に関する事項については、社債権者集会の特別決議を要するものとしている。これは、現行法上、同項各号に掲げる行為に関する社債権者集会の決議が特別決議とされていること（同法第724条第2項）を踏まえたものである。

(2) 社債権者集会の招集等

- ① 社債管理補助者は、7(2)②の社債権者集会の同意を得るためにこれを招集することができるものとする。
- ② 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。
- ③ ①の場合のほか、社債管理補助者は、②の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。
- ④ 社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）及び社債権者集会の決議の執行に関する規定（同法第737条第1項）と同様の規定を設けるものとする。

(補足説明)

- 1 本文③においては、社債管理補助者は、自らの辞任のために必要な場合及び少数社債権者から請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとしている。

第一読会においては、新たな社債管理機関による社債権者集会の招集については、社債管理者と同様に限定しないことを提案していた（会社法制（企業統治等関係）部会資料|5 第1の2(2)）。しかし、このような提案に対しては、社債権者集会の目的事項の設定等を新たな社債管理機関に任せることとなり広い範囲の裁量を与えることになるのではないかという指摘があった。

社債管理補助者は、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理を補助するものであると位置付ける場合には、社債管理補助者に主体的に社債権者集会の招集権を与える必要性は高くないものと考えられる。そこで、本文③のとおり、社債管理補助者が社債権者集会を招集することができる場合を限定することが考えられる。

なお、社債管理補助者が社債権者集会を招集し社債権者集会の決議があったときは、当該社債管理補助者は、「招集者」として決議の認可の申立てをしなければならないものとなる（会社法第732条）。

- 2 本文④においては、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）及び社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）に加えて、社債権者集会の決議の執行に関する規定（同法第737条第1項）についても同様の規定を設けるものとしている。

第一読会においては、新たな社債管理機関の権限の範囲が限定されていることを理由に、社債権者集会の決議を執行する者は社債権者集会がその都度判断することを前提としていた（会社法制（企業統治等関係）部会資料|5 第1の2(2)（補足説明）3）。しかし、会社法第737条第1項と同様の規律を設け、社債権者集会の決議は原則として社債管理補助者が執行し、例外として社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めることができるものとしておく方が簡明であり、社債権者の通常の意味にもかなうものと考えられる。

(3) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

3 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

（補足説明）

社債管理補助者は、公平義務、誠実義務及び善管注意義務を負うものとしている。第一読会においては、社債管理者及び受託会社の誠実義務が厳格に捉えられていることを踏まえ、新たな社債管理機関の権限が裁量の余地の乏しい行為をする権限に限定されるのであれば、誠実義

務を課す必要までではないのではないかという意見も出された。他方で、善管注意義務のみを負い、誠実義務を全く負わないものとするのは相当でないという意見も出された。

社債管理者及び受託会社は、社債の管理に必要な権限を包括的に有し、広い裁量をもってそれを行行使することが求められている。誠実義務の具体的内容は、委託の趣旨に照らして決定されるものと考えられるところ、社債管理補助者について、社債管理者よりも裁量の余地の乏しい限定された権限のみを有し、社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助するものと位置付ける場合には、社債管理者と社債管理補助者に対する委託の趣旨は異なるものとなると考えられる。したがって、社債管理補助者に誠実義務を課すものとする場合であっても、社債管理者であれば誠実義務違反とされる行為について、社債管理補助者がこれをした場合に当然に誠実義務違反になるものではないと解される。

4 社債管理補助者の責任

- ① 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- ② 会社法第710条第2項と同様の規定は設けないものとする。

(補足説明)

第一読会においては、社債管理補助者は社債管理者を設置することを要しない場合においてのみ定めることができることから、会社法第710条第2項の規定の適用があるとする必要までではないのではないかという意見が出された。このような意見や、社債管理補助者と社債管理者の権限や位置付けの違いなどを踏まえ、本文②のとおり、社債管理補助者については、社債管理者と異なり、同項と同様の規定は設けないものとすることが考えられる。

5 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

(注) 例えば、弁護士など、その他の者についても社債管理補助者の資格を付与するものとするとも考えられる。

(補足説明)

第一読会においては、社債管理補助者の資格を社債管理者よりも広い範囲で認めるものとする場合には、例えば、弁護士や弁護士法人に資格を認めることが考えられるのではないかという意見や、広く資格を認め、社債発行会社の子会社等社債発行会社との間で一定の利害関係がある者についてのみ資格を認めないものとすることが考えられるのではないかという意見があった。

6 二以上の社債管理補助者がある場合

- ① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権

限に属する行為をするものとする。

- ② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

(補足説明)

- 1 本文①においては、二以上の社債管理補助者がある場合における権限の行使について、社債管理者に関する規律（会社法第709条第1項）と異なり、各自がその権限に属する行為をするものとしている。第一読会においては、二以上の新たな社債管理機関がある場合に関する規律としては、社債管理者のように共同してその権限に属する行為をしなければいけないものとする必要はないという意見等があった。社債管理補助者の権限を裁量の余地の乏しい権限に限定する場合には、その行使を他の社債管理補助者と共同して行うものとする実益は乏しいと思われ、かつ、そのような規律は、迅速かつ円滑な事務の遂行の妨げともなりかねない。そのため、本文①のように、社債管理補助者は各自がその権限に属する行為をしなければならぬものとするのが考えられる。

なお、第一読会においては、社債管理補助者間で事務の分掌を認めるべきであるという意見等もあった。本文2(1)②の権限については、委託契約の定めにより、一部の社債管理補助者についてのみ一定の権限を付与することができるのであるから、その限りにおいて事務の分掌をすることも許容されるものと考えられる。

- 2 本文②においては、社債管理補助者はその権限を共同して行使するものではないため、社債管理者に関する規定（会社法第709条第2項、第710条第1項）と同様の規定は設けないものの、社債権者保護の観点から、各社債管理補助者の責任を連帯債務とするものとしている。

7 その他

(1) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

(2) 委託契約の終了及び社債管理補助者の辞任

- ① 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。
- ③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。
- ④ ②にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁

判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

(3) **社債管理補助者の解任、事務の承継及び報酬**

社債管理者に関する規定（会社法第713条、第714条、第741条）と同様の規定を設けるものとする。

(4) **募集事項等**

① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として次に掲げる事項その他の事項を定めなければならないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ 2(1)②の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 委託契約において2(1)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

③ 振替社債の場合には、社債管理補助者の権限の内容等は、銘柄公示情報（社債、株式等の振替に関する法律第87条）として公示するものとする。

（注）②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるものとする。